

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月7日（令和6年（行情）諮問第225号ないし同第228号）

答申日：令和8年3月13日（令和7年度（行情）答申第996号ないし同第999号）

事件名：2022 National Defense Strategyに  
関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

2022 National Defense Strategyに  
関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち、特定の開示決定等において「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

2022 National Defense Strategyに  
関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち、特定の開示決定等において「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

2022 National Defense Strategyに  
関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち、特定の開示決定等において「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年12月27日付け防官文第24499号、令和5年3月6日付け同第4373号、同年5月12日付け同第10469号、同年7月21日付け同第15782号及び同年12月15日付け同第25396号ないし同第25399号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

### (1) 審査請求書 1 (原処分 1 について)

ア ないしオ (略)

### (2) 審査請求書 2 (原処分 2 について)

ア ないしキ (略)

### (3) 審査請求書 3 及び審査請求書 4 (原処分 3 及び原処分 4 について)

ア ないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしケ (略)

### (4) 審査請求書 5 ないし審査請求書 8 (原処分 5 ないし原処分 8 について)

ア ないしエ (略)

オ 上記 (3) オと同旨。

カ ないしク (略)

## 第 3 諮問庁の説明の概要

### 1 経緯

#### (1) 原処分 1 及び原処分 5 について (諮問第 2 2 5 号)

本件開示請求は、別紙 1 の 1 (1) に掲げる文書 (以下「本件請求文書 1」という。) の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙 1 の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 9 及び文書 1 3 (以下、併せて「本件対象文書 1」という。) を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 1 2 月 2 7 日付け防官文第 2 4 4 9 9 号により、本件対象文書 1 のうち、別紙 1 の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 3 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 5 年 1 2 月 1 5 日付け防官文第 2 5 3 9 6 号により、本件対象文書 1 のうち、別紙 1 の 2 に掲げる文書 4 ないし文書 9 及び文書 1 3 について、法 5 条 3 号及び 5 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 5) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 5 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (2) 原処分 2 及び原処分 6 について (諮問第 2 2 6 号)

本件開示請求は、別紙1の1(2)に掲げる文書(以下「本件請求文書2」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙1の2に掲げる文書4ないし文書10及び文書14(以下、併せて「本件対象文書2」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月6日付け防官文第4373号により、本件対象文書2のうち、別紙1の2に掲げる文書8(1枚目のみ)について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分2)を行った後、同年12月15日付け防官文第25397号により、本件対象文書2のうち、別紙1の2に掲げる文書4ないし文書7、文書8(1枚目を除く。)、文書9、文書10及び文書14について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分6)を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(3) 原処分3及び原処分7について(諮問第227号)

本件開示請求は、別紙1の1(3)に掲げる文書(以下「本件請求文書3」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙1の2に掲げる文書4ないし文書7、文書8(1枚目を除く。)、文書9ないし文書12及び文書15(以下、併せて「本件対象文書3」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月12日付け防官文第10469号により、本件対象文書3のうち、別紙1の2に掲げる文書11(1枚目のみ)について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った後、同年12月15日付け防官文第25398号により、本件対象文書3のうち、別紙1の2に掲げる文書4ないし文書7、文書8(1枚目を除く。)、文書9、文書10、文書11(1枚目を除く。)、文書12及び文書15について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分7)を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分7に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(4) 原処分4及び原処分8について(諮問第228号)

本件開示請求は、別紙1の1(4)に掲げる文書(以下「本件請求文書4」といい、本件請求文書1ないし本件請求文書3と併せて「本件請求文書」という。))の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙1の2に掲げる文書4ないし文書7、文書8(1枚目を除く。)、文書9、文書10、文書11(1枚目を除く。)、文書12及び文書16(以下、併せて「本件対象文書4」という。)を特定し

た。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年7月21日付け防官文第15782号により、本件対象文書4のうち、別紙1の2に掲げる文書12（1枚目のみ）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った後、同年12月15日付け防官文第25399号により、本件対象文書4のうち、別紙1の2に掲げる文書4ないし文書7、文書8（1枚目を除く。）、文書9、文書10、文書11（1枚目を除く。）、文書12（1枚目を除く。）及び文書16について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分7に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

### (1) 原処分1及び原処分5について（諮問第225号）

アないしエ （略）

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分5においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カないしク （略）

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分5を維持することが妥当である。

### (2) 原処分2及び原処分6について（諮問第226号）

アないしカ （略）

キ 上記（1）オと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」、「原処分5」とあるのを「原処分6」と読み替える。

ク （略）

ケ 上記（1）ケと同旨。ただし、「原処分1及び原処分5」とあるのを「原処分2及び原処分6」と読み替える。

### (3) 原処分3及び原処分7について（諮問第227号）

アないしウ （略）

エ 上記（１）オと同旨。ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書３」、「原処分５」とあるのを「原処分３及び原処分７」と読み替える。

オないしク （略）

ケ 上記（１）ケと同旨。ただし、「原処分１及び原処分５」とあるのを「原処分３及び原処分７」と読み替える。

（４）原処分４及び原処分８について（諮問第２２８号）

アないしウ （略）

エ 上記（１）オと同旨。ただし、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書４」、「原処分５」とあるのを「原処分４及び原処分８」と読み替える。

オないしク （略）

ケ 上記（１）ケと同旨。ただし、「原処分１及び原処分５」とあるのを「原処分４及び原処分８」と読み替える。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年３月７日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第２２５ないし同第２２８号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年４月１２日 審議（同上）
- ④ 令和８年３月９日 部会の変更に伴う所要の手続の実施（同上）
- ⑤ 同日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分、令和６年（行情）諮問第２２５号ないし同第２２８号の併合及び審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号及び５号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分１及び原処分２に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断は

しない。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 他国に関する情報

ア 別表の番号1に掲げる文書（文書5）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該文書には、令和4年10月28日に米国政府が公表した国家防衛戦略（National Defense Strategy（以下「米国NDS」という。））についての、公にしないことを前提に入手した情報が記載されており、当該文書を公にした場合、米国との信頼関係が損なわれ、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 当該文書を公にすると、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

### (2) 政府部内の協議・検討に関する情報

別表の番号2に掲げる文書（文書6）は、当審査会において見分したところ、令和6年度（行情）答申第968号（以下「先例答申」という。）における対象文書の「文書1」と同一であり、不開示部分も先例答申の諮問と同一である。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

そうすると、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (3) 防衛省・自衛隊が収集した情報

当審査会において見分したところ、別表の番号3ないし番号8に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号8に掲げる文書（文書13ないし文書16）について

当審査会において見分したところ、別表の番号8に掲げる文書13ないし文書16は、米国NDS及びこれに関連して諮問庁が保有する文書であって、具体的な検討の経緯、協議の内容及びそれらの内容の推認を可能とする情報が記載されていることが認められる。

当該文書の件数及び件名を含め、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項や情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがある旨の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙 1

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書 1

2022 National Defense Strategy に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面を御参照下さい】

#### (2) 本件請求文書 2

2022 National Defense Strategy に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 24499 号 (2022. 11. 1 - 本本 B1821) で残りの部分とされた全て、及び当該請求 (2022. 11. 1 - 本本 B1821) の後に綴られた文書の全て。

#### (3) 本件請求文書 3

2022 National Defense Strategy に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 4373 号 (2023. 1. 4 - 本本 B2305) で残りの部分とされた全て、及び当該請求 (2023. 1. 4 - 本本 B2305) の後に綴られた文書の全て。

#### (4) 本件請求文書 4

2022 National Defense Strategy に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 10469 号 (2023. 3. 14 - 本本 B3208) で残りの部分とされた全て、及び当該請求 (2023. 3. 14 - 本本 B3208) の後に綴られた文書の全て。

### 2 本件対象文書

文書 1 【速報版】 国家防衛戦略 (2022 NDS)

文書 2 【詳細版】 米国家防衛戦略 (2022 NDS)

文書 3 米国戦略文書の発表 (令和 4 年 11 月 2 日)

文書 4 令和 4 年 4 月 1 日 (金) 報道等関連想定

文書 5 資料

文書 6 令和 4 年 11 月 1 日 (火曜日) 報道官手持ち

文書 7 米国防省、「国家防衛戦略 (NDS)」を公表 (速報版) (カレント分析 22-0948 令和 4 年 10 月 28 日)

文書 8 米国家防衛戦略 2022 : ロシア関連部分の抜粋 (基礎資料 22-0744 令和 4 年 10 月 28 日)

文書 9 米国家防衛戦略 (NDS) 2022 : 中国関連部分 (基礎資料 22-0752 令和 4 年 10 月 28 日)

- 文書10 米国防省、「国家防衛戦略（NDS）」を公表（続報版）\*\*\*  
（カレント分析22-0998 令和4年11月14日）
- 文書11 最近の中国・台湾等トピック（11/1～11/8分）（基礎資料22-0774 令和4年11月8日）
- 文書12 最近の中国・台湾等トピック（12/20～1/6分）（基礎資料23-0006 令和5年1月10日）
- 文書13 開示請求された「2022 National Defense Strategy」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面を御参照下さい】に係る行政文書のうち、文書4ないし文書9以外の文書
- 文書14 開示請求された「2022 National Defense Strategy」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第24499号（2022.11.1-本本B1821）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2022.11.1-本本B1821）の後に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書4ないし文書10以外の文書
- 文書15 開示請求された「2022 National Defense Strategy」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第4373号（2023.1.4-本本B2305）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.1.4-本本B2305）の後に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書4ないし文書12以外の文書
- 文書16 開示請求された「2022 National Defense Strategy」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第10469号（2023.3.14-本本B3208）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023.3.14-本本B3208）の後に綴られた文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書4ないし文書12以外の文書

別紙 2（先例答申の「第 5 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 2（「【先例答申の別表（文書 1 のみ）】」）のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

- (1) 本件対象文書は、米国の「国家防衛戦略」等の文書に関する報道官手持ちの想定問答であるところ、本件不開示部分は、これに添付された特定省庁が作成した文書であり、上記想定問答の内容に関連する事項についての特定省庁における検討内容が記載されていると認められる。
- (2) 本件不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

本件不開示部分は、当該部分の内容に関する主管官庁である特定省庁が作成し、防衛省が、協議先として、特定省庁から取得したものであって、その内容は、いまだ協議中の段階のものであり、当該省庁において確定したものではない。したがって、そのような当該不開示部分の性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになることになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

- (3) これを検討するに、本件不開示部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする旨の上記（2）の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

そうすると、本件不開示部分は、法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

【先例答申の別表（文書 1 のみ）】

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 1 枚目ないし 1 8 枚目のそれぞれ内容の全て	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると

			<p>もに、国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。</p>
--	--	--	--

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書		不開示とした部分	不開示とした理由
1	原処分 5ない し原処 分8	文書5	全て	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	原処分 5ない し原処 分8	文書6	1 1枚目ないし1 8枚目のそれぞれ 内容の全て	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、国の機関等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
3	原処分 5ない し原処 分8	文書7	1枚目の一部 2枚目ないし8枚 目のそれぞれ全て	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	原処分 5ない し原処	文書8	2枚目及び5枚目 のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公に

	分 8			することにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	原処分 6ないし原処分 8	文書10	1枚目の一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
			2枚目ないし16枚目のそれぞれ全て	
6	原処分 3	文書11	1枚目の一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	原処分 7及び原処分 8		2枚目ないし9枚のそれぞれ内容の全て	
7	原処分 4	文書12	1枚目の一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支
	原処分 7		1枚目ないし15枚目のそれぞれ内容の全て	
	原処分 8		2枚目ないし15枚目のそれぞれ内	

			容の全て	障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	原処分 5ない し原処 分8	文書13 ないし文 書16	全て	公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件数、件名等を含めて、これを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。

※当審査会において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。

※ただし、諮問庁は、当審査会からの問合せに対して、上記番号7の原処分7の文書12の不開示部分について、「1枚目ないし15枚目のそれぞれ内容の全て」とあるのは「1枚目の一部及び2枚目ないし15枚目のそれぞれ内容の全て」の誤記である旨説明した。